

京都府公報

号外 第12号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電 話 (075) 441-3155

目 次

条 例	規 則
○京都府府税条例及び合衆国軍隊及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例 (税務課、総合政策室、地域政策室、労働政策室、ものづくり振興課、産業立地課) 3	○京都府府税規則の一部を改正する規則 (税務課) 5 ○京都府手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則 (人材育成課) 〃

本号で公布された条例のあらまし

◇京都府府税条例及び合衆国軍隊及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例(京都府条例第29号)(税務課、総合政策室、地域政策室、労働政策室、ものづくり振興課、産業立地課)

1 改正の理由

令和6年度税制改正としての地方税法(昭和25年法律第226号)等の一部改正に伴い、個人府民税、不動産取得税、軽油引取税及び狩猟税等について、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 個人府民税に関する事項

個人の府民税について、定額による特別税額控除を次により実施することとした。

ア 令和6年度分の個人の府民税に限り、次の措置を講じること。(第1条(附則第4条の5)関係)

(ア) 特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者(以下「特別税額控除対象納税義務者」という。)の所得割の額から控除すること。

(イ) 特別税額控除額は、次の算式によって得た額とすること。ただし、令和6年度分の府民税の所得割の額を限度とする。

$$\begin{aligned} \text{特別税額控除額} &= (1 \text{万円} \times \text{納税者及び控除対象配偶者を含めた扶養親族の数}) \\ &\times \frac{\text{特別税額控除前の府民税の所得割の額}}{\text{特別税額控除前の住民税の所得割の額}} \end{aligned}$$

イ 令和7年度分の個人の府民税に限り、次の措置を講じること。(第1条(附則第4条の6)関係)

(ア) 特別税額控除額を、同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)を有する特別税額控除対象納税義務者の所得割の額から控除すること。

(イ) 特別税額控除額は、次の算式によって得た額とすること。ただし、令和7年度分の府民税の所得割の額を限度とする。

$$\begin{aligned} \text{特別税額控除額} &= (1 \text{万円} \times \text{同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)の数}) \\ &\times \frac{\text{特別税額控除前の府民税の所得割の額}}{\text{特別税額控除前の住民税の所得割の額}} \end{aligned}$$

(2) 不動産取得税に関する事項

- ア 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年（本則6月）を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を令和8年3月31日まで延長することとした。（第1条（附則第12条の4）関係）
- イ 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を令和8年3月31日まで延長することとした。（第1条（附則第12条の4）関係）
- ウ 河川法（昭和39年法律第167号）に規定する高規格堤防の整備に係る事業のために使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和8年3月31日まで延長することとした。（第1条（附則第13条）関係）
- エ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和8年3月31日まで延長することとした。（第1条（附則第13条）関係）
- オ 中小事業者等が中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に規定する認定経営力向上計画に従って行う事業の譲受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和8年3月31日まで延長することとした。（第1条（附則第13条）関係）
- カ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が一定の業務により取得する土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長することとした。（第1条（附則第13条）関係）
- キ 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）に規定する認定医療機関開設者が認定再編計画に記載された医療機関の再編の事業により取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和8年3月31日まで延長することとした。（第1条（附則第13条）関係）
- ク 住宅及び土地の取得に係る標準税率（本則4%）を3%とする特例措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長することとした。（第1条（附則第14条の2）関係）
- ケ 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の2分の1とする特例措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長することとした。（第1条（附則第15条の2）関係）
- コ 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に規定する低未利用土地権利設定等促進計画に基づき取得する低未利用土地権利設定等促進事業区域内にある一定の低未利用土地に係る課税標準の特例措置を廃止することとした。（第1条（附則第13条）関係）
- (3) 軽油引取税に関する事項
軽油の引取り等に係る課税免除の特例措置について、その適用期限を令和9年3月31日まで延長することとした。（第1条（附則第15条の4の5）関係）
- (4) 狩猟税に関する事項
ア 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）に規定する対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の課税免除の特例措置について、その適用期限を令和11年3月31日まで延長することとした。（第1条（附則第18条）関係）
イ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に規定する認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の課税免除の特例措置について、その適用期限を令和11年3月31日まで延長することとした。（第1条（附則第18条）関係）
ウ 狩猟者登録の申請書を提出する日前1年以内の期間に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等を行った者等が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の税率の特例措置について、その適用期限を令和11年3月31日まで延長することとした。（第1条（附則第18条の2）関係）
- (5) その他
その他所要の規定整備を行うこととした。（第1条（附則第3条の2、附則第4条の7、附則第7条、附則第8条、附則第11条、附則第11条の2、附則第11条の4）関係、第2条関係）
- 3 施行期日
令和6年4月1日

条 例

京都府府税条例及び合衆国軍隊及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府条例第29号

京都府府税条例及び合衆国軍隊及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

(京都府府税条例の一部改正)

第1条 京都府府税条例(昭和25年京都府条例第42号)の一部を次のように改正する。

附則第3条の2第1項第2号中「及び附則第4条の4の2第1項」を「、附則第4条の4の2第1項及び法附則第5条の5第1項」に改め、同項第3号中「及び附則第5条の4の2第5項」を「、附則第5条の4の2第5項及び附則第5条の5第2項」に改める。

附則第4条の5を次のように改める。

(令和6年度分の個人の府民税の特別税額控除)

第4条の5 令和6年度分の個人の府民税に限り、府民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者(以下この条及び次条において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第28条から第30条の2まで、附則第3条の2第1項、附則第4条第1項、附則第4条の4の2第1項、附則第6条及び法附則第5条の5第1項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の府民税に係る令和6年度分特別税額控除額は、第1号に掲げる額と第2号に掲げる額との合計額(以下この項において「個人の住民税の所得割の額」という。)が1万円(特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者又は扶養親族(法第34条第8項の規定による判定をするときの現況において法の施行地に住所を有しない者を除く。以下この項において「控除対象配偶者等」という。)を有する場合には、1万円に当該控除対象配偶者等1人につき1万円を加算した金額)を超える場合には1万円(特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、1万円に当該控除対象配偶者等1人につき1万円を加算した金額)に第1号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があると

き、又は当該金額の全額が1円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額)とし、個人の住民税の所得割の額が1万円(特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、1万円に当該控除対象配偶者等1人につき1万円を加算した金額)を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の第28条から第30条の2まで、附則第3条の2第1項、附則第4条第1項、附則第4条の4の2第1項、附則第6条及び法附則第5条の5第1項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

(2) 特別税額控除対象納税義務者の法第314条の3、第314条の6から第314条の9まで、附則第3条の3第5項、附則第5条第3項、附則第5条の4の2第5項、附則第5条の5第2項及び附則第7条の2第4項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

附則第4条の5の次に次の2条を加える。

(令和7年度分の個人の府民税の特別税額控除)

第4条の6 令和7年度分の個人の府民税に限り、府民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、特別税額控除対象納税義務者(同一生計配偶者(控除対象配偶者及び法第34条第8項の規定による判定をするときの現況において法の施行地に住所を有しない者を除く。)を有するものに限る。)の第28条から第30条の2まで、附則第3条の2第1項、附則第4条第1項、附則第4条の4の2第1項、附則第6条及び法附則第5条の5第1項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の府民税に係る令和7年度分特別税額控除額は、第1号に掲げる額と第2号に掲げる額との合計額(以下この項において「個人の住民税の所得割の額」という。)が1万円を超える場合には1万円に第1号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額)とし、個人の住民税の所得割の額が1万円を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の第28条から第30条の2まで、附則第3条の2第1項、附則第4条第1項、附則第4条の4の2第1項、附則第6条及び法附則第5条の5第1項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

(2) 特別税額控除対象納税義務者の法第314条の3、第314条の6から第314条の9まで、附則第3条の3第5項、附則第5条第3項、附則第5条の4の2第5項、附則第5条の5第2項及び附則第7条の2第4項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

(規則への委任)

第4条の7 前2条に定めるもののほか、これらの規定の適用がある場合における技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、規則で定める。

附則第7条第3項に次の1号を加える。

(4) 附則第4条の5及び附則第4条の6の規定の適用については、附則第4条の5第1項及び附則第4条の6第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第7条第1項の規定による府民税の所得割の額」と、附則第4条の5第2項第1号及び附則第4条の6第2項第1号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第7条第1項の規定による府民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第8条第2項に次の1号を加える。

(4) 附則第4条の5及び附則第4条の6の規定の適用については、附則第4条の5第1項及び附則第4条の6第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第8条第1項の規定による府民税の所得割の額」と、附則第4条の5第2項第1号及び附則第4条の6第2項第1号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第8条第1項の規定による府民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第11条第3項に次の1号を加える。

(4) 附則第4条の5及び附則第4条の6の規定の適用については、附則第4条の5第1項及び附則第4条の6第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第11条第1項の規定による府民税の所得割の額」と、附則第4条の5第2項第1号及び附則第4条の6第2項第1号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第11条第1項の規定による府民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第11条の2第3項に次の1号を加える。

(4) 附則第4条の5及び附則第4条の6の規定の適用については、附則第4条の5第1項及び附則第4条の6第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第11条の2第1項の規定による府民税の所得割の額」と、附則第4条の5第2項第1号及び附則第4条の6第2項第1号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第11条の2第1項の規定による府民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第11条の4第2項に次の1号を加える。

(4) 附則第4条の5及び附則第4条の6の規定の適用については、附則第4条の5第1項及び附則第4条の6第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第11条の4第1項の規定による府民税の所得割の額」と、附則第4条の5第2項第1号及び附則第4条の6第2項第1号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第11条の4第1項の規定による府民税の所得割の額

の合計額」とする。

附則第12条の4中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附則第13条第2項及び第8項中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改め、同条第13項を削り、同条第14項中「附則第11条第14項」を「附則第11条第13項」に、「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改め、同条中同項を第13項とし、第15項を第14項とし、同条第16項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「附則第11条第18項」を「附則第11条第17項」に、「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改め、同項を同条第16項とする。

附則第14条第1項を次のように改める。

前条第1項から第16項まで及び法附則第10条に規定する不動産を取得した者の当該不動産の取得については、第43条の6第1項ただし書の規定は、適用しない。

附則第14条の2第1項並びに第15条の2第1項及び第3項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第15条の4の5第1項、第3項及び第4項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同条に次の1項を加える。

5 法附則第12条の2の7第1項第1号に掲げる軽油の引取りを行つたオーストラリア軍隊の船舶の使用者が、令和9年3月31日までに当該引取りに係る軽油を自衛隊に譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、同条第1項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

附則第18条及び第18条の2第1項中「令和6年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

(合衆国軍隊及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部改正)

第2条 合衆国軍隊及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例（昭和27年京都府条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第2項本文」を「第7項本文」に改める。

第2条第1項中「当該自動車」を「当該特例自動車」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 ローターエンジンを搭載する特例自動車に対する前項の規定の適用については、一の作動室の容積にローターの数を乗じて得た容積に1.5を乗じて得たものを総排気量とみなす。

第5条中「第4条第2項本文」を「第4条第7項本文」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の京都府府税条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(地域の振興に係る京都府府税条例の特例に関する条例等の一部改正)

3 次に掲げる条例の規定中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

(1) 地域の振興に係る京都府府税条例の特例に関する条例(昭和58年京都府条例第26号)附則第3項

(2) 京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業等の立地促進に関する条例(平成13年京都府条例第40号)附則第2項

(3) 京都府中小企業応援条例(平成19年京都府条例第13号)附則第3項

(4) 京都府若者の就職等の支援に関する条例(平成27年京都府条例第46号)附則第2項

(5) 京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例(令和3年京都府条例第25号)附則第3項(子育て環境日本一・京都の実現に向けた取組の推進に関する条例の一部改正)

4 子育て環境日本一・京都の実現に向けた取組の推進に関する条例(令和5年京都府条例第31号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「取得(以下この項)の右に「及び附則第8項」を加える。

附則中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

(不動産取得税の税率の特例)

8 施行日から令和9年3月31日までの間に特例適用住宅等取得が行われた場合における第11条第1項の規定の適用については、同項中「第43条の3」とあるのは「第43条の3及び附則第14条の2」と、「同条に定める税率」とあるのは「この項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき税率」とする。

規 則

次に掲げる規則をここに公布する。

京都府府税規則の一部を改正する規則

京都府手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

令和6年3月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府規則第28号

京都府府税規則の一部を改正する規則

京都府府税規則(昭和30年京都府規則第31号)の一部を次のように改正する。

附則第2項第2号中「第14項」を「第16項」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

京都府規則第29号

京都府手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

京都府手数料徴収条例施行規則(平成12年京都府規則第3号)の一部を次のように改正する。

附則第11項を次のように改める。

(23歳未満の者に係る技能検定試験手数料に係る特例措置)

11 当分の間、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条第3項に規定する実技試験(同条第1項に規定する等級が3級であるものに限る。)が行われる日の属する年度の前年度の3月31日において23歳に達していない者であって、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者でないもの(以下この項において「特定若年者」という。)が当該実技試験を受ける場合における、同条第1項の規定による技能検定試験の実施(当該実技試験に係る部分に限る。以下この項において「特定実技試験事務」という。)に係る条例別表第1の28の項に規定する規則で定める事務及び規則で定める額は、第2条及び別表第1の119の項の規定にかかわらず、それぞれ特定実技試験事務及び特定実技試験事務に係る同項の左欄の区分に応じそれぞれ同項の右欄に定める手数料の額(当該特定若年者が別表第3の6の項に掲げる者に該当する場合にあっては、当該手数料につき条例第4条の規定を適用して手数料を減免することとしたときの当該減免後の手数料の額)から4,500円(当該実技試験に係る受検の申請の日において雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者である特定若年者が当該実技試験を受けるときは、9,000円)を減じた額(当該額が2,900円に満たないときは、2,900円)とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。